

第1416号

AFN-1416

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2022年 5/23 (月)

『成年年齢 18 歳に引下げに伴う税制改正 贈与税・相続税の年齢要件の違いに注意！』

民法の改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。これに伴い、贈与税・相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われている。国税庁は、改正の概要を紹介するパンフレットを公表し、贈与・相続等の時期によって、受贈者や相続人等の年齢に関する要件が異なっていることから、注意を呼びかけている。

贈与税では、原則60歳以上の父母または祖父母から20歳以上の子または孫に対し、財産を贈与した場合に選択できる「相続時精算課税」を始め、父母や祖父母などの直系尊属から、住宅の新築・取得または増改築等のための資金を贈与により受けた場合に、一定額までの贈与につき贈与税が非課税になる「住宅取得等資金の非課税等」、20歳以上の受贈者が直系尊属から財産の贈与を受けた場合の税率「贈与税の特例税率」、「相続時精算課税適用者の特例」の年齢要件が、2022年4月1日以降、その年1月1日において「18歳以上」となった。

また、相続税では、相続人が未成年である場合、成人するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除できる「未成年者控除」について、2022年4月1日以後に開始した相続に関しては、相続人が18歳未満の場合、18歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額が控除額となる。相続開始の時期によっては年齢要件及び控除額が異なるため留意したい。

同パンフレットでは、本改正に関するQ&Aを記載している。Q1では、2022年3月に父から現金500万円の贈与を受けた受贈者が同年10月に19歳となる場合、この贈与について相続時精算課税の適用を受けられるかとの問いに対し、贈与の日は2022年3月31日以前であり、また、その年の1月1日において受贈者の年齢は18歳であるため、相続時精算課税の適用は受けられず、暦年課税により贈与税額を計算して申告することになると回答している。

『3割の企業過去1年に値上げ 主要外食100社調査で』

帝国データバンクは「主要外食100社の価格改定動向調査」結果を発表した。それによると、主要外食100社の3割に当たる29社が昨年4月から今年4月までの過去1年間に値上げしたことが判明した。価格は平均77円アップ。値上げした29社のうち、半数の15社が今年以降の約4カ月間で値上げを実施した。値上げを行った企業では、牛丼やファミリーレストラン、うどんなど「低価格チェーン」などが多くを占めた。同社は「このまま円安、ロシアのウクライナ侵攻などが長期化すれば、経営努力での吸収に限界、今夏以降に値上げが相次ぎ実施される可能性がある」と危惧している。

値上げの要因としては、「食肉」「小麦粉」「原油」の価格高騰による影響が目立つ。また、コロナ禍でテイクアウトなどに注力した企業では、対応するスタッフを配置するための人件費増も負担となった。そうした原材料価格の高騰により、外食企業の原価率が急騰。2021年度は37.5%（前年度は36.3%）で、03年度（37.9%）以来18年ぶりの高水準を記録した。前年度からの上昇幅が最も大きいのは喫茶店で4.2ポイント上昇。以下、レストラン（3.6ポイント上昇）、そば・うどん店（2.9ポイント上昇）などが続く。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com